

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化と充実を企業価値増大のための重要な課題として認識しております。そのための施策の実践を通して経営の透明性向上および経営判断の迅速化を進展させ、株主価値の向上を図るとともに、ステークホルダーに対する責任を果たしてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	30%以上
--	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社松永栄一	1,600,000	5.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・ルネサスエレクトロニクス株式会社退職給付信託口)	1,049,000	3.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,009,300	3.45
株式会社三井住友銀行	1,000,380	3.42
日本証券金融株式会社	771,200	2.63
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	684,100	2.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	663,600	2.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	618,100	2.11
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	597,856	2.04
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	565,474	1.93

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

上記のほか、自己株式が1,102,116株(3.76%)あります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
中川 俊一	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中川 俊一	○	—	中川俊一氏は、当社経営からの高い独立性に加え、上場会社の取締役として経営に関与された経験が豊富なこと、また社外取締役としての経験も有することから、客観・中立的かつ実務的な見地から当社の経営全般に対し幅広い助言を頂けるものと考えております。従って、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない

監査役の人数 4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

・監査役と会計監査人は、期初に監査計画策定のための審議を行うほか、定期的にまた必要に応じて会合を設けております。また、監査役は随時、会計監査の立会いを行っております。

・当社は内部監査部門として監査室を設置しており、現在3名が在籍しております。監査室は業務監査を実施後、監査報告書を代表取締役のほか監査役にも提出しております。また、監査役と監査室は適宜会合を設けており、監査役は監査室に対し、内部統制システムに関わる状況とその監査結果の報告を求めるなど情報を収集するほか、必要な指示、助言を行っております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松本 実	公認会計士													
山本 昌平	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本 実	○	当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの出身者であり、当社は同監査法人に対して監査報酬を支払っております。平成26年度に係る監査報酬として同監査法人に支払った額は44百万円です。	松本実氏は、公認会計士としての高い専門知識や豊富な経験を有していることから、当社の監査機能の強化に重要な役割を担って頂けるものと考えております。なお、同氏は当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツ(以下、トーマツ)に過去勤務しておりましたが、既に退職しており、現在は関係ありません。また、当社がトーマツに支払っている報酬額は、トーマツにとって当社に対する経済的依存が生じるほど多額ではなく、同氏の当社経営からの独立性は確保されていると考えております。従って、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。
山本 昌平	○	——	山本昌平氏は、当社経営からの高い独立性に加え、弁護士の資格を有していることから、客観・中立的かつ専門性の高い助言が期待でき、当社の監査機能の強化に重要な役割を担って頂けるものと考えております。従って、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社では独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社では株主還元策の充実を重要な課題と認識しております。ストックオプション制度等の導入につきましては、発行済株式総数の増加を伴うことから、慎重な検討を重ねた結果、現在のところ実施しておりません。しかしながら、経営の士気を高めるための有効な方策であることも十分に認識していることから、引き続き検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額は、取締役13名に対し163百万円(うち社外取締役1名に対し3百万円)、監査役6名に対し36百万円(うち社外監査役3名に対し9百万円)であります。

(注)1. 上記には、平成26年6月20日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名および監査役2名(うち社外監査役1名)が含まれております。

(注)2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注)3. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月22日開催の第56期定時株主総会において年額420百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

(注)4. 監査役の報酬限度額は、平成5年12月21日開催の第42期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

(注)5. 取締役の支給額には、当事業年度における社外取締役を除く取締役に対する役員賞与引当金繰入額33百万円が含まれております。なお、当社では第54期分より監査役賞与を廃止しております。

(注)6. 当社では、平成18年6月23日開催の第55期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を行うことについてご承認いただいております。この決議に基づき、平成26年6月20日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し、役員退職慰労金として、上記のほかに2百万円を当事業年度において支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で決議いただいた報酬限度額の中で、定額報酬、賞与を合わせた報酬水準を、役位、在籍年数、個々の業績等を勘案し、取締役会で決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、総務部が窓口となり、社外取締役および社外監査役に対し、資料の配布やその説明、社内伝達を行うこととしております。

また、社外監査役は監査室に必要な業務監査の実施を指示し、また実施した業務監査の詳細につき適宜報告を求められることができるようにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社では、取締役としての実務経験が豊富で、かつ独立性の高い社外取締役の選任、専門性および独立性の高い社外監査役の選任を行っております。また、社外取締役のほかに業務に通暁した社外経験を有する取締役も在任しており、実効性および客観性をバランスよく保つことで、健全なコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。現状の体制の下、以下のような取り組みを行っております。

(1) 当社の取締役会は毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、業務執行取締役および常勤監査役等が出席する経営会議を定期的に開催しており、取締役会決議事項のうち特に重要なものについては、この経営会議にて事前に審議を行うこととしております。

(2)取締役会の決定に基づく業務の執行につきましては、関連規程に従い行っております。業務執行組織は、代表取締役会長兼CEOを長とし、業務の執行を行っております。担当取締役および執行役員は事業戦略会議や幹部会等の重要な会議において適宜指示を行うとともに、代表取締役に業務の執行状況につき報告をしております。

(3)監査につきましては、監査役による監査、監査室による業務監査、会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)による会計監査を実施しております。

(4)監査役につきましては、監査役監査の支援を行う内部監査部門を設置するほか、独立性が高く、公認会計士または弁護士といった専門性を有する社外監査役を選任するなど、監視機能の強化に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は社外取締役1名と社外監査役2名を選任しております。この3名はともに当社経営からの独立性が高く、監視機能を十分有していると考えております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、2004年6月開催の定時株主総会より会日の3週間前に招集通知の発送を継続して行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、2006年6月開催の定時株主総会よりいわゆる「集中日」を回避し、会日を早めております。
招集通知(要約)の英文での提供	外国人株主比率が高まったことにより、2004年6月開催の定時株主総会より招集通知の英語版を継続して作成し、当社英語版ウェブサイトに掲載しております。
その他	当社では、招集通知(英語版含む)を当社ウェブサイトに掲載し、議決権行使の円滑化に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社では、本決算および中間(第2四半期)決算発表後、決算説明会を開催しております。(年2回)	あり
IR資料のホームページ掲載	当社では決算短信や適時開示資料、招集通知等を当社ウェブサイトに掲載しているほか、それらの英語版も作成し、英語版ウェブサイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部を事務局とし、関連部署から構成される広報委員会を設置しております。	
その他	投資家とのコミュニケーションを活性化するため、当社IRサイトにおいてお問合せフォームを設置し、質問をお受けしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、ISO14001認証を子会社を含む国内全拠点において取得しております。海外拠点につきましても、全13拠点のうち6拠点において取得しております。また、ISO/IEC27001認証をソリューション事業部門(子会社含む)において取得しております。
その他	当社では女性社員の活躍促進に向け、仕事と育児の両立に向けた職場環境の整備に努めており、育児休業に関する就業規則の改定後の平成17年以降本報告書提出日現在においては、出産予定者の産前休業の取得率は100%、育児休業の取得率も96%となっております。また、退職明けの社員に対しては、原則的に退職前の所属部署へ配置する、時短勤務を認める、など精神的な負担を軽減し、職場復帰しやすい環境づくりに取り組んでおります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・当社グループの社是、企業理念のもと、当社グループの役員・使用人が遵守すべき行動基準を策定し、役員・使用人全員に周知・徹底しております。
 - ・コンプライアンス規程を策定し、内部通報システムを含むコンプライアンス体制を整備しております。
 - ・取締役は、当社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会もしくは経営会議において報告することとしております。
 - ・業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努めております。
 - ・監査役は取締役会に常時出席するほか、その他重要な会議、委員会にも随時出席しております。また、会計監査人から定期的に意見を聴取する会議を設けております。
 - ・反社会的勢力排除については、反社会的勢力との関係遮断を行動基準において明記するとともに、担当部門を設置し、警察・弁護士との連絡体制の構築や情報の収集・管理、規程・マニュアルの策定等必要な整備を行っております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社で定める規程に基づき適切に保存・管理しております。
 - ・取締役、監査役および内部監査部門の所属員は常時これらの情報を閲覧できるようにしております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社は、リスク管理規程を制定し、当社グループのリスクを明らかにしております。
 - ・当社は、代表取締役社長を委員長とした総合リスク対策委員会のもと、当社グループ全体のリスク管理を行っています。
 - ・総合リスク対策委員会は、各リスクの主管部門を明確にするとともに、必要に応じて個別の対策委員会等を設置し、リスク発生時において迅速かつ効果的な対応が行える体制を整備しております。また、大規模な震災の発生を想定した事業継続計画(BCP)を策定しております。
 - ・総合リスク対策委員会は顕在化したリスクにつき、適宜取締役会にその対応状況を報告しております。
 - ・総合リスク対策委員会は、対応すべき潜在リスクについて検討の上、リスク対策およびその管理体制の有効性の見直しを行い、その結果を取締役に報告しております。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社では、取締役会を毎月開催しております。また、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催することとしております。
 - ・その他、業務執行取締役および常勤監査役等で構成される経営会議を定期的に開催し、取締役会決議事項のうち特に重要な事項については、経営会議において事前に十分審議しております。
 - ・取締役会の決定に基づく業務の執行については、業務分掌規程、職務権限規程等において、担当部門、責任者および執行手続きを定めることとしております。また、子会社各社においても同様に必要な規程を整備させ、執行手続きを定めることにより、子会社の取締役の職務の執行の効率化を図っております。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・当社グループの社是、企業理念、行動基準およびコンプライアンス規程の対象範囲を当社グループ全体とし、子会社の役員・使用人全員にも周知・徹底しております。これらを基に、子会社各社に必要な諸規程を整備させております。
 - ・リスク対策については、子会社も含め当社グループ全体で行っております。これらを基に、子会社各社に必要な諸規程を整備させております。
 - ・子会社に対して、関係会社管理規程に定める重要事項につき当社の事前承認および当社への報告を求めています。
 - ・子会社の取締役および使用人に対し、その職務執行等を当社の取締役ならびに監査役に報告させる機会を定期的に設けております。
 - ・監査役は、子会社についても必要な監査を行っております。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・当社グループの財務報告の信頼性を確保し、内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うために、内部統制管理規程を策定し、内部統制システムの有効性を定期的に評価し、不備があれば是正していく体制を整備しております。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役は、内部監査部門に対し、監査業務に必要な事項を指示しております。
 - ・監査役より監査業務に必要な事項を指示された内部監査部門の所属員は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けないこととしております。
 - ・内部監査部門の所属員の任命、異動、評価、懲戒等の人事に関する事項については、監査役の意見を尊重することとしております。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、随時取締役および使用人に対して、必要な報告を求めています。
 - ・代表取締役は監査役と定期的に意見交換の機会を設けております。
 - ・内部監査部門は、業務監査等を実施した場合は必ずその報告書を監査役に提出しております。
 - ・コンプライアンス規程の整備により、法令違反等コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を構築しております。
 - ・監査役の監査に資する報告を監査役に対し行った取締役および使用人または子会社の取締役、監査役および使用人に対し、不利な取扱いを禁止しております。
 - ・監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。また、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・当社グループは暴力団をはじめとする反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で接することとし、その旨を行動基準に明確に定め、役員・従業員全員への周知・徹底を行っております。
- ・事案発生時に迅速かつ確かな対応ができるよう担当部門を設置し、管轄警察署や弁護士との連絡体制を構築しております。
- ・警察等関係機関との連携を緊密にし、関連する講習会へ積極的に参加するなど情報収集に努め、収集した情報は担当部門において管理しております。担当部門は、必要に応じて注意喚起や教育を行っております。

√その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下の通りです。

1. 内部管理体制

当社は、部門横断的なプロジェクト組織として「広報委員会」を設置し、企業活動における適時開示の要否をチェックしております。重要な会社情報は、そのほとんどが取締役会承認事項であることを鑑み、承認事項に関しては取締役会開催前に広報委員会が開示の要否を判断し、取締役会の承認後、速やかに開示しております。また、適時開示の要否の判断が難しいものについては、上場している金融証券取引所に直ちに事前確認を行い、解釈上の過ちのないよう、徹底しております。

なお、取締役会には広報委員会関係者が事務局として出席し、一切の事務を取扱っておりますので、取締役会での承認事項については同日把握しております。

また、広報委員会は関連部署間を横断する連絡体制を構築していることから、上場金融証券取引所をはじめとした関係当局からの指導等については、関連部署が即時に同一レベルで認識可能となっております。加えて、情報伝達体制のチェック、情報漏えいの防止、機密書類の管理等の強化徹底も同一レベルで図っております。

2. 監査法人との連携強化

会計監査人との間で決算前、監査時をはじめ、それ以外にも日常的に会合を持ち、速やかな会計・決算に関する問題点の発見・解決と同時に常に適時開示情報との関連を検討しております。

3. 適時開示に対する認識の強化

広報委員会は、当社役員をはじめ全社で適時開示に対する認識のレベルアップを図っております。また、当社関係会社においても、適時開示に対する認識向上に努めております。

